

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月30日
【会社名】	株式会社ミスターマックス・ホールディングス
【英訳名】	MrMax Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 能章
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 村垣 浩一
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
【電話番号】	092(623)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 村垣 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

2022年5月26日開催の当社第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金27円といたします。

なお、この場合の配当総額は、896,210,001円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月27日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の所要の変更のほか、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、電子提供措置に関する規定等を定款に定める変更、並びに剰余金の配当等の決定機関について取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう変更をいたしました。また、これらの変更に伴う条数の整備等の所要の変更をいたしました。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に平野能章、小田康徳の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に宮崎隆、家永由佳里、西村豊、工藤雅春の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額の上限を、年額300百万円と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の金銭報酬額の上限を、年額100百万円と定めるものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年150,000株以内とします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	265,307	509	-	(注)1	可決 99.75
第2号議案	260,321	5,495	-	(注)2	可決 97.87
第3号議案					
平野 能章	264,902	914	-	(注)3	可決 99.60
小田 康德	265,224	592	-		可決 99.72
第4号議案					
宮崎 隆	265,013	803	-	(注)3	可決 99.64
家永 由佳里	265,263	553	-		可決 99.73
西村 豊	265,262	554	-		可決 99.73
工藤 雅春	256,828	8,988	-		可決 96.56
第5号議案	264,981	835	-	(注)1	可決 99.63
第6号議案	264,982	834	-	(注)1	可決 99.63
第7号議案	264,743	1,073	-	(注)1	可決 99.54

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上